



賜〈比〉治賜〈波久止〉。宣天皇御命〈乎〉衆聞食〈倍止〉宣。  
 辞別宣〈久〉謀反事〈尔〉預〈弓〉隱而申〈佐奴〉奴等粟田広  
 上・安都堅石女〈波〉随法斬〈乃〉罪〈尔〉行賜〈倍之〉。然思  
 〈保須〉大御心坐〈尔〉依而免賜〈比〉奈太每賜〈比弓〉遠流罪  
 〈尔〉治賜〈波久止〉宣天皇命〈乎〉衆聞食〈倍止〉宣。授<sup>二</sup>從  
 七位上裳昨足嶋外從五位下<sup>一</sup>。

井上は巫蠱の罪により皇后位を廢された。裳昨足嶋が謀反を自首したため詳細を調べたところ、すでに謀反が企てられてから年月が経っていたという。しかし、詳細については何も語られていない。「謀反」は律に「謂、謀<sup>レ</sup>危<sup>二</sup>国家<sup>一</sup>」<sup>3</sup>とあるように国家の転覆、つまりは天皇の殺害を謀ることである。よって、井上は夫である光仁を呪殺しようと企てた罪により廢后されたのである。他戸廢太子詔には、井上による「魘魅大逆之事」は何度も發覺したと記されている。そして、「謀反逆人の子」である他戸を皇太子にしておくわけにはいかないという理由で他戸の廢太子が斷行されたのである。<sup>4</sup>その翌年、山部親王（後の桓武天皇）の立太子が行われる。<sup>5</sup>さらにこの後、同年十月に光仁同母姉の難波内親王が死去すると、これも井上による魘魅が原因とされ、井上・他戸は大和国宇智郡の没官宅に幽閉された。<sup>6</sup>そして宝龜六年四月、両者は同日に死去した。<sup>7</sup>

井上の廢后は他戸の廢太子を誘引したことから、山部親王立太子を目的とした他戸排斥の布石としての冤罪事件とする理解が一般的である。さらにその背後には山部擁立を目論む藤原百川とその兄・良繼の暗躍があったと考えられている。<sup>8</sup>他方、中川収氏は井上による謀反を事実とみなしている。氏によれば、藤原百川らが山部擁立を謀ったことに脅威を感じた井上・他戸が光仁に讓位を要請したが、受け入れら

れなかった。そのため呪殺を企てたことが發覺し、廢后・廢太子の処分を受けたと述べる。<sup>9</sup>

これらの先行研究は、井上による謀反を冤罪とみるか事実とみなすかで見解が異なるが、背景に百川らによる山部擁立の計画があったと捉える点で共通する。

近年では、井上廢后について、井上自身に即位の可能性があったことに着目した研究が出されている。井上の位相について検討した榎村寛之氏は、井上が光仁崩御後に皇太后臨朝もしくは女帝として即位する可能性を有していたとし、井上廢后は皇后・女帝・斎王の権力を無化するためのイデオロギー闘争であったと述べる。<sup>10</sup>井上が女帝の即位条件を満たす「内親王皇后」であったことに着目した仁藤智子氏は、光仁即位当初の王権は「天皇―皇后―皇太子」という多極構造により安定するはずであったが、多極的であったゆえに天皇を補佐すべき皇后・皇太子が天皇の脅威となり得る矛盾を内包していたとする。そしてこの矛盾が顕在化したとき、井上の即位及び女系王統の移行を意味する他戸への皇位継承を阻止するために、廢后・廢太子を斷行せざるを得なかったと述べている。<sup>11</sup>「内親王皇后」であった井上には、臣下出身の皇后とは異なり、所生子のみならず自身にも即位の可能性があったとする指摘は、廢后事件を考える上で重要である。

このように、宝龜三年の廢后・廢太子について、百川ら式家の策謀とする視点と、王権内部における権力闘争という視点から研究が進められてきた。そこで本稿では、まず百川を中心とした策謀について検討を加える。その上で当時の王権構成者の立場を確認しつつ、廢后・廢太子の実像に迫りたい。

## 一、藤原百川と山部親王擁立計画

先行研究において百川は、山部擁立のために、謀略によって井上廢后・他戸廢太子を実行した人物とされている。また百川の兄・良繼との共謀とする説もある<sup>①</sup>。百川による山部擁立の計画があつた根拠とされている史料は次の通りである。

【史料2】『公卿補任』宝龜二(七七二)年条

参議 正四位下 藤百川(中略)本系云、(中略)大臣素属<sub>二</sub>心於桓武天皇<sub>一</sub>。龍潜之日、共結<sub>二</sub>交情<sub>一</sub>。及<sub>二</sub>宝龜<sub>一</sub>天皇踐祚之日、私計<sub>二</sub>爲<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時庶人他部在<sub>二</sub>儲式位<sub>一</sub>。公、数出<sub>二</sub>奇計<sub>一</sub>、遂廢<sub>二</sub>他部<sub>一</sub>、桓武天皇爲<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>。(後略)

『公卿補任』所引の「本系」によると、百川は山部に心をよせ立太子以前から交情を結んでいたという。そして光仁即位時に山部を皇太子に推そうとした。この時皇太子となつたのは他戸であつたが、百川は山部擁立のために「奇計」を謀つて他戸を廢太子に追い込み山部立太子を実現したという。

さらに百川による山部擁立計画の傍証とされているのが、桓武の百川に対する評価である。

【史料3】『続日本後紀』承和一〇年(八四三)七月庚戌(二三日)条

致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨。(中略)緒嗣者、参議正三位式部卿大宰帥宇合之孫、而贈太政大臣正一位百川之長子也。桓武天皇延暦七年春、喚<sub>二</sub>緒嗣於殿上<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>加冠<sub>一</sub>焉。其幞頭巾子皆是乘輿之所<sub>レ</sub>徹也。即授<sub>二</sub>正六位上<sub>一</sub>、補<sub>二</sub>内舍人<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>劍<sub>一</sub>。勅曰、

是汝父所<sub>レ</sub>獻之劍也。汝父壽詞、于今未<sub>レ</sub>忘。每<sub>二</sub>一想像<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>覺淚下。今以賜<sub>レ</sub>汝。宜<sub>レ</sub>莫<sub>レ</sub>失焉。尋賜<sub>二</sub>封百五十戸<sub>一</sub>。十年春授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。(時年十八。)(中略)廿一年夏六月、行<sub>二</sub>幸神泉苑<sub>一</sub>。是日有<sub>レ</sub>宴、令<sub>二</sub>緒嗣<sub>一</sub>彈<sub>二</sub>中和琴上<sub>一</sub>。帝喚<sub>二</sub>神大臣<sub>一</sub>、耳語良久。帝乃流<sub>レ</sub>涕。更召<sub>二</sub>皇太子親王等<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>陪<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>。即詔曰、微<sub>二</sub>緒嗣之父<sub>一</sub>、予豈得<sub>レ</sub>踐<sub>二</sub>帝位<sub>一</sub>乎。雖<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>緒嗣年少爲<sub>二</sub>臣下所<sub>レ</sub>恠。而其父元功、予尚不<sub>レ</sub>忘。宜<sub>下</sub>拜<sub>二</sub>参議<sub>一</sub>以報<sub>二</sub>宿恩上<sub>一</sub>。大臣奉<sub>レ</sub>勅、便起引唱。(時年廿九。)(後略)(傍線は筆者による。以下同じ。)

右は、百川の子である藤原緒嗣の薨伝である。ここにみられるように、桓武は百川なしでは即位できなかったと述べ、その恩情から子である緒嗣を厚遇している。その他、『水鏡』にも百川による山部擁立の計略が描かれている。

確かにこれらの史料からは、百川が山部を皇太子とするために主体となる働きをしたように読み取ることができる。しかし、これらの百川評と薨伝における評価は必ずしも一致していない。

【史料4】『続日本紀』宝龜一〇年(七七九)七月丙子(九日)条

丙子、参議中衛大将兼式部卿從三位藤原朝臣百川薨。詔、遣<sub>二</sub>大和守從四位下石川朝臣豊人・治部少輔從五位下阿倍朝臣謂奈麻呂等<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>第宣<sub>レ</sub>詔、贈<sub>二</sub>從二位<sub>一</sub>。葬事所<sub>レ</sub>須官給、并充<sub>二</sub>左右京夫<sub>一</sub>。百川、平城朝参議正三位式部卿兼大宰帥宇合之第八子也。幼有<sub>二</sub>器度<sub>一</sub>、歷<sub>二</sub>位頭要<sub>一</sub>。宝龜九年、至<sub>二</sub>從三位中衛大将兼式部卿<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>歴之職、爲<sub>二</sub>勤恪<sub>一</sub>。天皇甚信任之、委以<sub>二</sub>腹心<sub>一</sub>。内外機務、莫<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>関知<sub>一</sub>。今上之居<sub>二</sub>東宮也<sub>一</sub>、特属<sub>レ</sub>心焉。于<sub>レ</sub>時上不<sub>レ</sub>予、已<sub>二</sub>經<sub>二</sub>累月<sub>一</sub>。百川憂形<sub>二</sub>於色<sub>一</sub>、医薬・祈祷、備<sub>二</sub>尽<sub>二</sub>心力<sub>一</sub>。

上由<sub>レ</sub>是重之。及<sub>レ</sub>薨甚悼惜焉。時年卅八。延曆二年、追<sub>三</sub>思前  
勞<sub>一</sub>、詔贈<sub>三</sub>右大臣<sub>一</sub>。

薨伝は、百川が光仁から厚い信頼をよせられていたことを記している。注目したいのは、傍線部に山部が皇太子であった際に特に心をよせたとみえることである。立太子後から両者の関係が深化したとする記述は、『公卿補任』『本系』（【史料2】）が「龍潜之日」に交情を結んだとする記載と相違する。

『公卿補任』所引の「本系」とは、諸氏族が官に提出していたという本系帳であろう。「弘仁式」序には、天平勝宝年間以前から諸氏族が官に本系を提出していたことが記されており、また延暦一八年（七九九）にも「本系帳」の進上が命じられている。奈良時代から平安初期にかけて本系の上進がなされていたことがわかる。よって、『公卿補任』宝亀二年条に引用されている「本系」は藤原氏が作成した本系帳であると推定できる。<sup>14</sup>とすれば、百川による山部擁立計画に関する記述は、藤原氏による百川の顕彰である可能性も想定しておくべきであり、慎重に判断せねばならない。

さて、『扶桑略記』には次のような興味深い記述がある。

【史料5】『扶桑略記』寛平二年（八九〇）二月二三日条

二月十三日己巳、大臣<sub>基経</sub>参入言曰、可<sub>レ</sub>加<sub>三</sub>小童仲平元服<sub>一</sub>。即簾前立<sub>三</sub>椅子<sub>一</sub>就之。大臣祇候。爰使<sub>三</sub>散位定国先結<sub>レ</sub>髮。次朕着<sub>レ</sub>冠。此時左大臣融朝臣参入。太政大臣并仲平相具舞蹈。賜<sub>三</sub>仲平白褂一領<sub>一</sub>。（中略）太政大臣会語曰、白壁<sub>光仁</sub>天皇時、将<sub>レ</sub>立<sub>三</sub>皇太子<sub>一</sub>、其儀未<sub>レ</sub>定。大臣真吉備并諸公卿議立<sub>三</sub>他帝之子<sub>一</sub>、宣命之書奏

了。爰藤原百川破<sub>三</sub>其書<sub>一</sub>、立<sub>三</sub>柏原親王<sub>一</sub>為<sub>三</sub>皇太子<sub>一</sub>。大臣歎曰、我年耄觀<sub>レ</sub>恥如<sub>レ</sub>此。柏原天皇緣<sub>三</sub>百川之功<sub>一</sub>。親臨加<sub>三</sub>子緒嗣元服<sub>一</sub>。（後略）（私云。此昭宣公之語、雖<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>御記之文<sub>一</sub>、奥<sub>三</sub>百川伝<sub>一</sub>粗有<sub>三</sub>相違<sub>一</sub>。具如<sub>レ</sub>載<sub>三</sub>第十卷<sub>一</sub>。况乎吉備大臣宝亀二年辭<sub>三</sub>右大臣<sub>一</sub>。桓武天皇同四年春立<sub>三</sub>皇太子<sub>一</sub>。其時被<sub>レ</sub>弃吉備豈執<sub>三</sub>行朝政乎<sub>一</sub>。柏原聖主将<sub>レ</sub>擬<sub>三</sub>儲式<sub>一</sub>之時、浜成頻謀<sub>三</sub>遏絶<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>斯事、自僻言。耳目不<sub>レ</sub>駭。古今之例也。）

藤原基経がその子・仲平の元服にあたり、宇多天皇に山部立太子時の古事を語っている。基経は、吉備真備らが議して皇太子に「他帝之子」を立てたが、百川が宣命を破り、山部を皇太子に立てたと述べている。

末尾に記載されている割書きによると『宇多天皇御記』の逸文であり、『扶桑略記』第十卷に引用されている「百川伝」と矛盾があるという。第十卷は散逸しており確かめる術はないが、確かに真備は宝亀二年に致仕しており、宝亀四年の山部立太子時にはすでに官職を辞しているため、事実誤認がみられる。『日本紀略』所引「百川伝」の光仁擁立に関する記述と近似した点が多いが、基経が自身の子の元服時に百川の子・緒嗣の元服の話をしているという状況からすれば、光仁擁立時ではなく山部立太子時のこととして語られたとみてよいであろう。<sup>15</sup>また「他帝之子」についても疑問が残る。この時期において光仁の皇子以外が皇太子候補とされたとは考え難く、真備が大臣であった時期の出来事であることから、皇太子に目された「他帝之子」は他戸を示すと推測できる。とすると、百川は他戸立太子宣命を破り山部を皇太子としたことになるが、それでは他戸立太子・廢太子の実事になかったことになってしまう。また百川が宣命を破ったとする記述も



にわかには信じ難い。

以上のように基経の発言には錯綜があるわけだが、寛平二年段階における百川評を知る史料として有効である。百川はその死から一〇〇年以上が過ぎたこの時期に、山部立太子の立役者として語られている。百川と山部が山部立太子以前から緊密な関係にあることをうかがわせ、山部擁立に心を砕いたことを記している点で、『公卿補任』所引「本系」(史料2)と『扶桑略記』(史料5)は共通する。さらに『扶桑略記』の記述が基経の発言であることから、藤原氏に関する古事として語り継がれていた可能性も想定できる。そうであるとすれば、両史料にみられる山部擁立の立役者としての百川評は藤原氏による顕彰である可能性が高い。

一方で、正史においては百川が山部擁立に直接的に関わったことを示す記述はない。特に百川薨伝(史料4)では、前述したように、山部と百川との関係は立太子後についてのみ述べられており、それ以前については言及がない。確かに、山部立太子前の両者の官歴等からも接点となり得る事例は確認できない。さらに薨伝を詳細に見てみると、皇太子であった山部が長らく不予であった際、百川が医薬や祈祷を準備し心を尽くしたとあり、このことよって山部は百川をより重用したと述べられている。やはり山部と百川の親交は山部立太子以降とみるべきであろう。実際に山部は宝亀八年一二月頃から宝亀九年一〇月頃までの約一か月という長きにわたって病に伏していたようである。<sup>16)</sup>この間に井上改葬や奉幣、読経等の病氣平癒を願う記事がみられる。山部の病状が重篤であり、また改葬記事からは皇太子不予が井上の怨霊によるものと考えられていたことがうかがえる。中川久仁子氏が指摘するように、重篤な状態にあった山部のために力を尽くした百川に対する恩義から、即位した後も殊更に百川の子・緒嗣を厚遇し

たのであろう。<sup>17)</sup>

本章では百川による山部擁立計画について再検証を試みた。百川が山部立太子に主体的に働いたことが記されている史料は、藤原氏に語り継がれてきた伝承である蓋然性が高く、顕彰の意味合いが強いものと思われる。対して正史である『続日本紀』の百川薨伝からは、山部立太子後に百川と山部の親交が結ばれたことがうかがえる。以上から、百川が山部擁立を計画し主導したとは考えられず、他戸廃太子やそれを引き出すための井上廃后が百川の謀略であったとは考え難い。それでは井上廃后・他戸廃太子はどのような背景のもとで実行されたのであろうか。王権構成者の関係性に注目して検討してみたい。

## 二、『類聚国史』延暦二二年(八〇三)正月壬戌条の「帝」について

井上廃后および他戸廃太子に関して、『類聚国史』に次のような記事がある。

【史料6】『類聚国史』七九、賞功 延暦二二年(八〇三)正月壬戌(一日)条

桓武天皇延暦廿二年正月壬戌、外従五位下槻本公奈弓麻呂授<sup>レ</sup>五位上<sup>一</sup>。弟正七位上豊人・豊成従五位下。並賜<sup>レ</sup>姓宿祢<sup>一</sup>。奈弓麻呂父故右兵衛佐外従五位下老、天宗高紹天皇之旧臣也。初庶人居<sup>レ</sup>東宮<sup>一</sup>、暴虐尤甚。与<sup>レ</sup>帝不<sup>レ</sup>穆、遇<sup>レ</sup>之無<sup>レ</sup>礼。老、竭<sup>レ</sup>心奉<sup>レ</sup>帝、陰有<sup>レ</sup>輔翼之志<sup>一</sup>。庶人及母廢后、聞<sup>レ</sup>老為<sup>レ</sup>帝所<sup>レ</sup>昵、甚怒<sup>レ</sup>喚<sup>レ</sup>之切責者数矣。及<sup>レ</sup>后有<sup>レ</sup>巫蠱之事<sup>一</sup>、老按<sup>レ</sup>驗其獄<sup>一</sup>、多發<sup>レ</sup>奸伏<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>此母子共廢、社稷以寧。帝追<sup>レ</sup>思其情<sup>一</sup>、故有<sup>レ</sup>此授<sup>一</sup>。

この時、叙位および宿禰の姓を与えられた槻本奈弓麻呂の父・老は光仁の旧臣であり、井上が巫蠱の罪に問われた際に隠れた悪事を告発したという。廢后からすでに三〇年以上を経たこの時期に、なぜ桓武が老の功績に報いるため子孫に授位を行ったのかは不明である。しかし、傍線部に注目すると、当時皇太子であった庶人すなわち他戸は「帝」と不仲であり、老は「帝」に心を尽くして陰ながら助けたいと思っていたが、「帝」と親しくすると他戸と井上は激怒し責めたのである。この史料を全面的に信用できるわけではないが、井上・他戸と「帝」との間に対立関係があったことは事実として認めてよいであろう。

さて、この史料に現われる「帝」を、光仁とみるか桓武とみるかで見解が分かれている。「帝」が光仁であった場合、光仁と井上・他戸という王権内部での対立関係を想定することが可能となる。一方、桓武であった場合は、井上・他戸と山部が不仲であり、山部の主導によつて廢后・廢太子が実行されたことをうかがわせる。「帝」を誰に比定するかによつて井上・他戸の廢位の評価が変わる。そのため、まずは「帝」は誰を指すのかを検討してみたい。

「帝」の語は史料中に三度現れる（【史料6】二重傍線部）。末尾の「帝」は当時天皇であった桓武とみて間違いないだろう。林陸朗氏は、「帝」は末尾にみられる「帝」と同じと考えられるため桓武を指すと述べる<sup>18</sup>。他方、延暦一九年に皇后に復位していたはずの井上を「廢后」と表記していることに注目した榎村氏は、老に関する挿話について、老の卒伝など延暦一九年以前に書かれた史料から直接引用したものであると推定する<sup>19</sup>。確かに『日本紀略』延暦一九年七月癸未条には「故廢皇后井上内親王、追復称『皇后』」とあり皇后に復位しているため、【史料6】において「廢后」と記されるのは不自然である。

榎村氏が想定するように、延暦一九年以前に書かれた史料からの引用と考えられる。とすれば、末尾の「帝」とそれ以前に記載されている「帝」についても、異なる人物を指しているとは思議ではない。

ここで、「帝」が誰を示すかについての手がかりを得るために、この時の叙位の契機となる行動をとった槻本老という人物について詳しくみておきたい。『新撰姓氏録』によると、老の父・石村<sup>いわれ</sup>は近江国坂田郡の人で、母の氏姓により槻本公を称していたようである<sup>20</sup>。老の名は天平神護二年（七六六）九月一八日付の「越前国足羽郡司解」にみられ、天平勝宝元年（七四九）に越前国足羽郡擬主帳として東大寺の墾田地を占定している<sup>21</sup>。この時は無位であった。次に老が史料上に現れるのは宝龜九年（七七八）であり、正六位上から外従五位下に叙位されている<sup>22</sup>。その間の老の動向は不明である。しかし、天平勝宝元年から宝龜九年までの間に位階を得たこと、また【史料6】からは井上・他戸が廢される宝龜三年以前にすでに中央に出仕していたことがわかる。東大寺莊園があった足羽郡の擬主帳という経歴からすれば、造東大寺司との関係から中央へ進出した可能性も想像できよう。昇叙の同年三月には右兵衛佐に任官されている<sup>23</sup>。【史料6】に記載されている老の官位から、老の極位極官は宝龜九年に叙位・任官された外従五位下・右兵衛佐であることがわかり、宝龜九年の叙位・任官と一致する。宝龜一〇年には別の人物が右兵衛佐に任官されている<sup>24</sup>ことから、この頃死去あるいは、老齢により以降は官職につかなかったことが想定でき、光仁在位中に死去した可能性が浮かび上がってくる。老は光仁の旧臣と記されている。光仁在位中に死去した老の卒伝からの引用であるならば、卒伝には光仁とのエピソードが書かれるはずであり、他戸と不仲であった「帝」は光仁であると推測できる。このように考えれば、延暦二二年段階で、光仁が「先帝」などといった表記で

はなく「帝」と記されていることも自然に理解できる。

さらに、老が「帝」と親しくしていると聞くと、井上・他戸が激しく怒り叱責したという描写からは、老が他戸の近辺に仕える人物であったことを示唆している。ここから、老は光仁より命じられ、他戸に仕えていた可能性も想定できよう。この推測に大過なしとすれば、光仁が老に対し、他戸や井上を監視するよう命じていたとみなすことができる。光仁が他戸と井上の存在を危険視していた可能性もまた読み取れるのである。

以上、槻本老を手がかりに、「帝」について検討してきた。「帝」は光仁を指すと考えられるが、確証に欠ける。そこで注目したいのが、「与<sub>レ</sub>帝不<sub>レ</sub>穆、遇<sub>レ</sub>之無<sub>レ</sub>礼。」という一文である。

この一文は、他戸が「帝」に親しまず無礼であったことを示す。「帝」が桓武を示す場合、他戸が無礼であったことは問題となるであろうか。桓武は周知の通り光仁の長子であり、他戸よりも年長であったと考えられる。しかし生母は和（高野）新笠であり、内親王所生の他戸が血統の面で優位にあることは間違いない。さらにこの時、他戸はすでに皇太子であった。山部と他戸の関係性から、他戸が山部を敬わないことがそれほど問題になるとは思えない。やはり、時の天皇であり実父である光仁と不仲であり、敬わなかったとみるべきであろう。とすれば、やはり「帝」は光仁である蓋然性が高い。

### 三、廃后・廃太子の目的

前章では、『類聚国史』延暦二二年正月壬戌条に現れる「帝」が誰を指し示すかを検討した。その結果、「帝」は光仁を示すと判断すべきという結論を得た。「帝」＝光仁として読み返してみると、光仁と

井上・他戸母子との間に対立があったことは明白である。

しかし他戸の廃太子は井上廃后の約三か月後であり、廃后と廃太子が同時に断行されたわけではなかった。しかも廃太子は、前述したように謀反大逆人である井上の子であることを理由に実行された。他戸廃太子詔を確認しておく、次の通りである。

【史料7】『続日本紀』宝龜三年（七七二）五月丁未（二七日）条

丁未、廢<sub>二</sub>皇太子他戸王<sub>一</sub>為<sub>二</sub>庶人<sub>一</sub>。詔曰、天皇御命（良麻止）宣御命（乎）百官人等天下百姓衆聞食（倍止）宣。今皇太子（止）定賜（部流）他戸王、其母井上内親王（乃）魘魅大逆之事、一二遍（能味仁）不在。遍（麻年久）發覺（奴）。其高御座天之日嗣座（波）非吾一人之私座（止奈毛）所思行（須）。故是以天之日嗣（止）定賜（比）儲賜（部流）皇太子位（仁）謀反大逆人之子（乎）治賜（部例婆）卿等百官人等天下百姓（能）念（良麻久毛）恥（志）賀多自氣奈志。加以後世（乃）平（久）安長（久）全（久）可在（伎）政（仁毛）不在（止）神（奈賀良母）所念行（須仁）依而（奈母）他戸王（乎）皇太子之位停賜（比）却賜（布止）宣天皇御命（乎）衆聞食（倍止）宣。

傍線部では皇太子の母・井上による「魘魅大逆之事」が何度も発覚していることがまず述べられている。そして天皇位は自分一人のものではないため、「謀反大逆人之子」を皇太子の地位にとどめ、皇位を継承させるべきではないと廃太子の理由を述べている。このようにあくまで母・井上の罪状を理由としており、他戸自身の非は問われていないのである。むしろ「謀反大逆人之子」を将来即位させるわけにはいかず、やむを得ず廃太子する、というようなニュアンスさえ看取され



る。他戸の暴虐性を強調する前掲【史料6】においても、廢太子の原因は井上による謀反とされている。

以上のように、他戸廢太子の表向き理由は、一貫して罪人の子であることにあった。前章でみてきたように、光仁と他戸には対立関係がみられる。にもかかわらず、母に連動する形での廢太子であったことは、何を意味するのであろうか。

注目すべきは、井上の罪状が「巫蠱」「厭魅」とされていることである。中川久仁子氏は、天平元年（七三九）に「厭魅呪詛」の禁令が出されたこと、県犬養姉女らの厭魅事件の検討から、巫蠱や厭魅は「比較的誰にでも行えるものである一方、そういう意図がなかったとしても、謀反の疑いをかけられかねないような側面もあった」と指摘する。また山中智恵子氏も「祝祷も呪詛も、外見には見分けがつかない」ものであり、一括して巫蠱・厭魅として誣告可能であったと述べている。<sup>26)</sup>

つまり、「巫蠱」「厭魅」が行われていた確証がなくても、それらしい動きがあったことへの告発があれば、謀反と判断され得るのである。であれば、光仁と対立関係にあったにもかかわらず井上だけが罪に問われたことは、実際に井上が居住していた皇后宮において巫蠱・厭魅と判断されかねないような祈禱等の類がみられたためと想定できる。

ここで注目すべきは、井上が聖武の皇女であり、女帝となり得る存在であったことである。天智の孫である光仁に対して、皇后・皇太子である井上・他戸は前皇統の血筋をひく存在であり、血統の面において光仁よりも有力な立場にあった。光仁が老齢であったことを考慮すれば、この母子により政治の実権が奪われ、他戸への中継ぎとして井上が女帝として立つことが危惧されたことは想像に難くない。このよ

うな危険を取り除き、王権内の対立を解消するためには、井上・他戸を廢除する必要があった。そのため両者の廢后・廢太子が行われたのである。

廢后は「巫蠱」「厭魅」といった曖昧な、しかし確実に謀反の嫌疑をかけることが可能な方法がとられた。このことは、光仁がその一存で廢后および廢太子を執行することができず、なおかつ他に廢する術を有していなかったことを示唆している。

また西野悠紀子氏が指摘しているように、井上の立后には奈良時代を通して皇位継承がなされてきた天武系の皇統と、光仁による天智系の新皇統を血縁的に結ぶ役割が期待されていた。<sup>27)</sup> 井上の所生子である酒人内親王は他戸とは異なり廢后の影響を受けず、それどころか伊勢齋王に卜定されている。退下後は皇太子・山部のキサキとなったことから、光仁が前皇統との連続性を重視・強調していたことがうかがえる。

王権の核が天皇たる光仁であったとしても、井上の生得的な血統により王権が支えられていたことは貴族層も強く意識していたに違いない。それゆえに、光仁が自身と井上・他戸との対立のみを理由に両者の廢后・廢太子を実行すれば、貴族層の反発を招くことになりかねない状況にあった。そこで巫蠱・厭魅による謀反を企てたとして井上を廢除し、その子である他戸も連動する形で廢太子に追い込んだのであろう。

さらに井上は聖武の皇女という立場から、聖武―孝謙（称徳）と引き継がれてきた聖武系の家産を継承する存在であった。勅旨省官人の変遷から同省の称徳の家産管理機関の性格を見出した柳沢菜々氏によれば、称徳の家産はその死後において聖武の血縁から井上・他戸に引き継がれた。さらに井上を罪に問うことで彼女が継承した聖武系統の



家産を没官し、それを官司である勅旨省に管理させることで光仁は天皇の立場から称徳の遺した家産を利用することが可能となったことを指摘している。<sup>29</sup> 家産的性格の強い封戸である官家功德分封物が天皇の地位ではなく血縁関係によって継承されていたことも明らかになっており、<sup>30</sup> 聖武の皇女である井上が聖武系統の家産を継承していたとみてよいだろう。井上を罪に問ひ廃后することは、貴族層に廃后・廃太子を納得させるためだけではなく、聖武系統の家産を没官し天皇の立場から管理することをも可能にせしめる有効な手段であった。

さて、井上廃后・他戸廃太子が、両者の擁護者であった藤原北家の永手死去後に起こったことは、これまでも注目されてきた。永手は聖武朝においては昇叙が停滞していたが、天平二一年に四階の昇進を遂げると、<sup>31</sup> 孝謙朝以降は順調に昇進を重ねていった。興味深いのが、永手が孝謙の皇太子選定時に、藤原豊成とともに塩焼王を推挙したことである。<sup>32</sup> 塩焼の父は天武の皇子である新田部親王であり、また塩焼自身は井上の同母妹である不破内親王と婚姻関係にあった。孝謙の皇太子選定時に、塩焼と不破がすでに婚姻を結んでいたとすれば、永手は光仁擁立時と同様に将来聖武の血統を引く皇子が即位することを見越して塩焼を推挙した可能性がある。ここに永手の皇統観が表れているといえよう。そうであるとすれば、永手が井上・他戸の擁護者であったことも頷ける。しかし、他戸立太子の約一か月後の宝亀二年二月、永手は死去し、<sup>33</sup> 井上・他戸は早くも擁護者を失うことになる。

仁藤氏は、宝亀三年は皇位継承時のライバルたちの死去・隠居により光仁の地位が安定・確定した時期であり、百川により山部立太子が計画されるなど、光仁が井上廃后に踏み切ることができている状況にあつたと指摘する。<sup>34</sup> 前述したように百川が山部立太子に関与していた可能性こそあれ主導したとは考え難いが、井上廃后を光仁の意志とする見

方は重要である。

当時の政界の状況を確認しておく、廃后・廃太子が行われる前年の宝亀二年、左大臣であった永手が死去し、さらに右大臣真備も致仕し政界から引退した。<sup>35</sup> 新たに右大臣に任命された大中臣清麻呂は時に七〇歳の高齢であった。注目されるのが藤原良継の内臣就任である。<sup>36</sup> 内臣任命が史料上にみられるのは、養老五年（七二二）の藤原房前以来である。さらに百川が大宰帥となり、式家と政治的に連携する石上宅嗣が式部卿となつている。なお同年一月に百川は参議に、宅嗣は中納言となつた。<sup>37</sup> このように廃后・廃太子が実行される前年に、式家の登用による新体制が整えられていた。<sup>38</sup> 永手の死去・真備の致仕後において、光仁は良継を中心とした新たな体制を形成しようとしていたのである。

さらに注意しておきたいのが、良継の内臣就任と同日に山部が中務卿となつたことである。中務卿の職掌は、職員令に侍従・献替・贊相礼儀・審署詔勅文案・受事覆奏・宣旨・労問・受納上表などが規定されておられ、<sup>39</sup> 天皇側近の官であった。また、中務省の被官には中宮職があった。井上の皇后宮職の実態は不明な点が多いが、皇后宮職が中務省の被官であったならば、皇后の監視も可能であつたろう。興味深いのが、宝亀三年から延暦一一年までの間、毎年春秋に山部のために祈りを捧げてきた百姓三二人の存在である。

【史料8】『類聚国史』一八七、度者、延暦一一年（七九二）正月庚午（一八日）条

庚午、伝燈大師位施暁奏曰、（中略）又山背国百姓秦忌寸刀自女等卅一人、俱發誓願、奉<sub>レ</sub>為聖朝、自<sub>二</sub>宝亀三年<sub>一</sub>迄<sub>二</sub>于今年<sub>一</sub>、毎年春秋、悔過修福。願<sub>二</sub>其精誠<sub>一</sub>、実可<sub>二</sub>随喜<sub>一</sub>。伏望、

從<sup>二</sup>其心願<sup>一</sup>、咸令<sup>二</sup>得度<sup>一</sup>。並許<sup>レ</sup>之。

宝亀三年以降に山部が祈りの対象であったことは、その年を起点に山部の身に危険が起り得る可能性があったこと示していよう。宝亀三年は井上廢后・他戸廢太子が実行された年に他ならない。このことは山部が廢后・廢太子に何らかの形で関与したことを示唆している。山部は中務卿の立場から、廢后・廢太子に関わったのではあるまいか。山部が即位し天皇となった後も井上の怨霊に悩まされ続けたことはその傍証となろう。

宝亀三年の廢后・廢太子事件は、光仁が両者の擁護者であった永手の死去と、長らく政界の中心にあった真備引退のタイミングで新体制を確立し、中務卿・山部と式家の手を借り対立関係にあった井上・他戸の廢除を実行したものと想定できよう。

## おわりに

推論に推論を重ねることとなったが、宝亀三年の井上廢后・他戸廢太子についての検討を行ってきた。井上は前皇統の皇女であり、天智系の光仁が即位するためには欠かせない存在であった。それゆえに、他戸とともに天皇である光仁と対立するようになっていく。王権内部における対立が生じた結果、光仁は井上・他戸を廢する選択をした。しかし、光仁即位を引き出した井上・他戸を、光仁は自らの意志のみでは廢除することができなかった。そのため、井上の廢后には巫蠱・厭魅による謀反の罪を着せるといった手段がとられ、それに誘引される形で他戸の廢太子が断行されたのである。従来は式家、特に百川による策謀と理解されてきたが、むしろその主体は光仁であり、それを

支えたのが山部と式家の良繼・百川であったと考えられる。

宝亀三年(七七二)に聖武系の井上とその子・他戸が廢され、翌年に山部が皇太子となったことは、皇統の転換として捉えられる。一方で井上所生の酒人は伊勢齋王となり、退下後は桓武の妃に、酒人所生の朝原内親王も伊勢齋王となった後、平城天皇の妃となった。井上自身もそうであったように、聖武の血統を引く皇女たちは齋王から天皇のキサキとなっていた。聖武系の皇女を齋王としキサキとして迎え入れたことは、井上廢后以降も前皇統との連続性が強く意識されていたからに相違ない。しかし、彼女たちが皇后となることはなかった。さらにその後、皇后不在の時代を迎えることになる。

また皇太子制についても変化がみられるようになる。他戸廢太子・山部立太子後において、東宮封の付与や春宮坊帶刀舎人の設置など、皇太子の権力基盤となり得る体制が整備されていく。

このように奈良時代末に起きた井上廢后・他戸廢太子は、王権の転換点となる事件であった。本稿では政治史的考察にとどまったが、その後の皇后制・皇太子制の展開を含む王権の変容についても検討していく必要がある。今後の課題として小稿を終えたい。

## 注

(1) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理(増訂版)』(吉川弘文館、二〇一四年) 一一九―一三〇頁。

(2) 『続日本紀』光仁天皇即位前紀に「又嘗龍潛之時、童謠曰、葛城寺(乃)前在(也) 豊浦寺(乃)西在(也) 於志(止度) 刀志(止度) 桜井(尔) 白壁之豆久(也) 好壁之豆久(也) 於志(止度) 刀志(止度) 然為(波) 国(會) 昌(由流也) 吾家長(會) 昌(由流也) 於志(止度) 刀志(止度) 于時井上内親王為(妃) 識者以為、井則内親王之名、白壁為(天皇之諱) 蓋天皇登極之徵也。」とあり、井(井上)に包摂された白壁(光仁)という表現を、識者は井上との婚姻関係による光仁即

位の前兆とみなしたことが記されている。

- (3) 「名例律」謀反条。
- (4) 『続日本紀』宝龜三年五月丁未条（後掲【史料7】）。
- (5) 『続日本紀』宝龜四年正月戊寅条。
- (6) 『続日本紀』宝龜四年十月辛酉条。
- (7) 『続日本紀』宝龜六年四月己丑条。
- (8) 角田文衛「宝龜三年の廢后廢太子事件」（『角田文衛著作集第三卷律令国家の展開』法蔵館、一九八五年。初出一九六五年）。
- (9) 中川収「光仁朝の成立と井上皇后事件」（『奈良朝政治史の研究』高科書店、一九九一年。初出一九六七年を補訂）。
- (10) 榎村寛之「元・斎王井上内親王廢后事件と八世紀王権の転成」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年）。
- (11) 仁藤智子「女帝の終焉」（『日本歴史』八三七、二〇一八年）。
- (12) 角田前掲註8論文、中川前掲註9論文、林陸朗「奈良朝後期宮廷の暗雲」（『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年。初出一九六一年を補訂）、中西康裕「桓武天皇と皇位」（『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年）など。
- (13) 『日本後紀』延暦一八年一二月戊戌条。
- (14) 森田悌氏は、「本系云」は弘仁五年（八一四）撰上の『新撰姓氏録』撰述のために提出された『藤原氏本系帳』からの引用とする。（森田悌「公卿補任」の尻付」（『続日本紀研究会編』『続日本紀の諸相』塙書房、二〇〇四年）四一七頁）。
- (15) 河内前掲註1書、一二四～一二六頁。
- (16) 『続日本紀』宝龜八年十二月壬寅条に「皇太子不予」とあり、その後宝龜九年一〇月丁酉条に「皇太子向伊勢」。先是、皇太子寝疾久不<sub>レ</sub>平復。至<sub>レ</sub>是親拜神宮。所以<sub>二</sub>賽宿禰<sub>一</sub>也。」とみえるまでの間、病に伏していたことがわかる記事が散見される。
- (17) 中川久仁子「桓武」擁立の背景」（『政治史のなかの天皇と貴族』雄山閣、二〇一四年。初出二〇〇五年）五四頁。
- (18) 林前掲註12論文、一六一頁。
- (19) 榎村前掲註10論文、二九頁。
- (20) 『新撰姓氏録』左京皇別上、坂田宿禰に「天淳中原瀛真人天皇（諡天武）。御世、出家入道、法名信正、娶<sub>二</sub>近江国人槻本公転戸女<sub>一</sub>、生<sub>二</sub>男石村<sub>一</sub>。附<sub>二</sub>母氏姓<sub>一</sub>冒<sub>二</sub>槻本公<sub>一</sub>。男外從五位下老、男從五位上奈弓麻呂、次從五位下豊成次豊人等。皇統弥照天皇（諡桓武）。延暦廿二年、賜<sub>二</sub>宿禰<sub>一</sub>姓。於

是追<sub>二</sub>陳父志<sub>一</sub>。取<sub>二</sub>祖父生長之地名<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>槻本<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>坂田宿禰<sub>一</sub>。今上弘仁四年、同奈弓麻呂等、改賜<sub>二</sub>朝臣姓<sub>一</sub>也。」とある。

- (21) 「越前国足羽郡司解」天平神護二年（七六六）九月十九日（『大日本古文書』巻五、五四三頁）。
- (22) 『続日本紀』宝龜九年正月癸亥条。
- (23) 『続日本紀』宝龜九年三月丙辰条。
- (24) 『続日本紀』宝龜一〇年九月庚午条。
- (25) 中川前掲註17論文、四七頁。
- (26) 山中智恵子「齋宮志」（大和書房、一九八〇年）一三二頁。
- (27) 西野悠紀子「中宮論」（大山喬平教授退官記念会『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）一六五～一六六頁。
- (28) 酒人は井上廢后・他戸廢太子と同様に伊勢斎王に卜定されており（『続日本紀』宝龜三年一月己丑条）、生母及び同母弟廢位の影響を受けなかったことがわかる。
- (29) 柳沢菜々「勅旨省の成立と展開」（『ヒストリア』二九二、二〇二二年）一七頁～一八頁。
- (30) 清田美季「奈良・平安時代の寺院政策と天皇」（『南都佛教』九六、二〇一一年）。
- (31) 中西氏は、永手が称徳の後継決定時に文屋浄三・大市の推挙に反対し、他戸への皇位継承による聖武皇統への回帰という光仁擁立の論理を有していたとし、また井上の皇后宮大夫に嫡子・家依が就任していることから、井上・他戸の有力な擁護者であるとする（中西前掲註12論文）。
- (32) 『続日本紀』天平二一年四月甲午条。
- (33) 『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳条。
- (34) 『続日本紀』宝龜二年二月己酉条。
- (35) 仁藤前掲註11論文。
- (36) 『公卿補任』宝龜二年条。
- (37) 『続日本紀』宝龜二年三月庚午条。
- (38) 『続日本紀』宝龜二年一月乙巳条。
- (39) 中川前掲註9論文、木本好信「藤原百川」（『藤原式家官人の考察』高科書店、一九九八年。初出一九九五年）。
- (40) 「養老職員令」中務省条。

〔付記〕本稿は令和四年度高梨学術奨励基金による研究助成の成果の一部である。

（本学大学院博士後期課程）

